

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日又は  
その翌日)

## 目次

### ◇告

示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

飼料の分析検査の概要

みつばちの腐蛆病の発生

土地改良区の設立の認可(四件)

土地改良事業の認可(二件)

国有財産の用途廃止(二件)

### ◇雑

報 職員共済組合の役員就退任

## 告示

鳥取県告示第九百八十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に

規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目 一〇〇の一	昭和四十八年九月十七日
石原医院	西伯郡淀江町大字淀江 六六五	十月二十三日
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋 七四九の三	十一月十五日
岩本診療所	西伯郡名和町御来屋 一〇一八	八日

鳥取県告示第九百八十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目 一〇〇の一	全国	昭和四十八年九月十七日
石原医院	西伯郡淀江町大字淀江 六六五	"	十月二十三日
岩本診療所	西伯郡名和町 大字御米屋一〇一八	"	十一月八日
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋 四九ノ三	"	十五日

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市葦合区小野浜町1番地1の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場 日清印は乳期子牛育成用完全配合飼料 ネオカーフスターター	69UA第6号	22.0 23.3	2.0 2.8	6.0 5.2	8.0 5.6	昭和48年9月5日 東伯郡東伯町徳方 東伯町農業協同組合倉庫
日清印若豚飼育用完全配合飼料 新若豚	71BC第20号	14.0 16.9	2.0 3.2	6.5 2.8	9.0 4.7	
日清印成種豚用完全配合飼料 後期	69BD第4号	14.0 14.2	1.5 3.2	8.0 4.7	10.0 5.7	
日清印成種豚用完全配合飼料 前期	69BD第3号	14.0 14.6	1.5 3.0	8.0 5.7	10.0 6.0	

鳥取県告示第九百八十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日清印ブローラー肥青後期用完全配合飼料 スーパーマッシュ	71TF第17号	17.0 19.4	6.0 7.1	5.0 2.2	8.0 5.0	昭和48年9月5日 東伯郡東伯町徳万 東伯町農業協同組合倉庫
玉野市築港507番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 大すう用	71TC第23号	14.0 15.6	2.0 3.0	6.0 3.6	10.0 5.6	
カネニ印完全配合飼料別離用 スーパー前期	第4785号	22.0 23.1	3.0 6.3	6.0 2.9	9.0 5.8	
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料成鶏用 エツグママッシュ16	72TD第94号	16.0 16.8	3.5 3.9	5.0 3.0	12.5 9.7	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果については「以上」を、マッシュエソリエツル吸着飼料については「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検査結果				特記すべき事項
		粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市東灘区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場 日清印プロイラー肥育前期用完全配合飼料 ハイチツクP	表	28.0	4.0	3.5	8.0	昭和48年9月5日 東伯郡東伯町徳方 東伯町農業協同組合倉庫
		28.2	5.9	2.3	7.3	
乳牛用配合飼料 東伯2号ペレット	表	16.0	2.0	10.0	10.0	
		17.2	3.4	5.5	7.5	
神戸市東灘区御影浜町5番地 昭和産業株式会社 神戸工場 PBP養豚用基礎飼料B	表	9.0	1.0	8.0	8.0	
		10.9	2.4	5.1	4.2	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料プロイラー肥育後期用 スーパーロースター	表	17.0	5.5	5.5	9.0	
		18.8	7.7	2.3	5.6	
カネニ印完全配合飼料プロイラー肥育後期用 スーパーロースター	表	17.0	5.5	5.5	9.0	
		17.6	8.3	2.4	5.1	
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料若牛肥育用 キンゾグビーフ後期	表	13.0	2.0	9.0	9.0	昭和48年9月5日 東伯郡東伯町徳方 東伯町農業協同組合倉庫
		13.8	3.0	5.1	6.1	

くみあい配合飼料 ニューキングピーフ前期

表

13.0	2.0	9.0	9.0
14.1	9.7	4.9	7.0

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれ以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果については「以上」をフイツジュノリユル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中、上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第九百八十五号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

発生年月日	発生場所	発生群数	摘 要
昭和四十八年十一月三十日	気高郡青谷町紙屋二二	一群	焼却のうえ埋却処分

鳥取県告示第九百八十六号

西伯郡名和町大字茶畑四二〇番地大森幸夫ほか十五人の者から設立認可申請のあつた名和町土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法

律第九百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百八十七号

西伯郡淀江町大字稻吉六五番地砂口稻男ほか十六人の者から設立認可申請のあつた淀江町土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百八十八号

米子市尾高一六七六番地金澤悦雄ほか二十六人の者から設立認可申請のあつた米子市伯仙土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百八十九号

西伯郡中山町羽田井一七九番地尾古久雄ほか十五人の者から設立認可申請のあつた中山町畑地土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九十号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（大平地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九十一号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（武庫地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月三日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡佐治村大字福園字上原五九番地先から同村 大字福園字上原五九次一番地先まで	八頭郡佐治村大字福園字上原五七次一番地先から 同村大字福園字上原四四番地先まで	一一二・八一	水路敷
	八頭郡佐治村大字福園字上原五九番地先から同村 大字福園字上原四四番地先まで	一二七・〇七	水路敷
	八頭郡佐治村大字福園字上原五九番地先から同村 大字福園字上原四四番地先まで	一九三・三〇	道路敷

鳥取県告示第九百九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十二月四日から用途廃止した。

昭和四十八年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市津ノ井字五反田二七八番一地先から同市津ノ井字五反田二七八番三地先まで		一六一・五五	道路敷

雑 報

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動を次のとおり公告する。

昭和48年12月7日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

新任 理事(非常勤) 西 川 裕 夫

退任 理事(非常勤) 白 戸 厚

(以上新任は、昭和48年11月15日付 退任は、10月31日付)